

Press Release



千葉労働局発表令和3年1月29日

報道関係者 各位

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課 監督課長 松崎 勉 主任監察監督官 塩田 康夫 (電話) 043(221)2304

墜落・転落防止を重点に 143 箇所の建設現場を一斉監督 ~56%の現場で労働安全衛生法違反あり~

千葉労働局(局長 友藤 智朗)は、令和2年12月、管下の8労働基準監督署において、 墜落・転落災害防止対策の徹底を重点に、次のとおり、県内の建設現場に対し、一斉に臨検 監督を実施しました。

<建設現場 一斉臨検監督 実施結果 概要>

- 1. 対 象 県内の建設工事現場 143 現場
- 2. 期 間 令和2年12月1日から12月18日まで
- 3. 実施方法 労働基準監督署 (県内8署) の労働基準監督官による臨検監督
- 4. 実施結果(詳細は、別紙1参照)
 - ①監督実施現場の 56% (80 現場) で労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告を行った。
 - ②「高所(足場など)からの墜落防止措置義務違反」が監督実施現場の29%(41現場)で認められた。
 - ③特に危険な現場(14 現場)に対しては、立入禁止命令等の行政処分を行った。

【建設業の労働災害発生状況等について】

令和2年の千葉県下の建設業の休業4日以上の労働災害被災者数は、604人(令和2年12月末日までに報告があったものの速報値)と全産業における同被災者数4,999人(同)の約12%、このうち、死亡者数は12人(同)と、全産業での死亡者数30人(同)の40.0%を占めています。

このように、建設業ではひとたび労働災害が発生すると重篤な結果に結びつきやすいことから、建設現場における労働災害発生防止を目的として、県内8か所の労働基準監督署の労働基準監督官による建設現場の抜き打ちの臨検監督を実施したものです。

千葉労働局では、公共工事発注機関、建設業関係団体等との緊密な連携の下、建設業の災害発生の最多原因である「墜落・転落」の防止を中心とした労働災害防止対策を推進してきており、今後も引き続き「重点取組宣言」の推進(別紙2)などの各種取組を進めていきます。

<現場の種類別 違反状況など>

監督指導を実施した 143 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反(以下「法令違反」という。)が認められた現場は 80 現場(55.9%)であった。

現場の種類別では、「建築」が違反率 62.8%、「土木」が 30.8%であった。

また、高所に墜落防止用の手すりを設けないなどの危険が差し迫っている箇所が確認されたことから、立入禁止等の命令を行った現場は14現場(9.8%)であった。

<u> </u>					
	建築	土木	その他	合 計	
監督実施現場数	113	26	4	143	
法令 違反 現場数	71	8	1	80	
(監督実施現場数に対する割合)	62.8%	30.8%	25.0%	55. 9%	
立入禁止等を 命令 した現場数	14	0	0	14	
(監督実施現場数に対する割合)	12.4%	0.0%	0.0%	9.8%	

<主要違反事項別 状況>

主な違反事項として

- ・元請事業者としての安全衛生管理措置に関する違反(注)が59現場
- ・足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が41現場

で認められた。(違反現場数については、ひとつの現場で複数の項目の違反があった場合には、 それぞれで計上している。)

項目	違反現場	主な内容
①【安全衛生管理体制関係】 元請事業者における各種管 理者等の選任、安全衛生管 理措置関係(注)	59 現場 (41. 3%)	 ・元方事業者の講ずべき措置未実施 (安衛法 29) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施 (安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施 (安衛法 31)
②【墜落・転落の防止】 足場などからの 墜落・転落防止関係	41 現場 (28. 7%)	 ・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則 563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等 無し (安衛則 519①、653)
③【足場関係 (ただし上記②を除く)】 足場の構造等	16 現場 (11. 2%)	・足場の作業床(手すり以外) (安衛則 563、655) ・足場の構造 (安衛則 570)

- ※ 安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則の略。
- ※ 「元請事業者としての安全衛生管理措置に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請 事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事 業者の法違反防止の指導を怠ったりしたこと等をいう。



重点取組宣言で、重篤災害対策に全員で取り組みましょう!

施工状況、現場状況及び仕事内容に応じたリスクを踏まえて、現場責任者が、重篤な労働災害を防止するために 「特に重点的に」対応すべきことを**重点取組宣言として見える化・共有して、現場で働く全員で取り組みましょう**。

事業主、元請の皆様へ

作業者は、皆様が講じた安全対策の範囲内で 自分の身を守ることになります。 十分な安全対策をお願いします!

作業者の皆様へ

「安全作業」も皆様に任せられた仕事の範囲 内です。自分自身と仲間の安全は、あなたの 行動次第で損なわれることを忘れないで!

千葉労働局・各労働基準監督署・建設業労働災害防止協会千葉県支部・各分会 *「重点取組宣言」の例は裏面*⇒

重点取組宣言 (例)



工事現場名

宣言者(統括安全衛生責任者、または、これに準じる者)

官言日

宣言対象期間 (工程、作業環境等を踏まえた適切な期間(長過ぎないようにする))

宣言

千葉県内において建設業の死亡災害が昨年より増えていることなどを背景とし、本現場においては、上記宣言対象期間に想定されるリスクを踏まえて、労働災害 (特に重篤な災害)を絶対に起こさないようにするため、以下の事項について、重点的に取り組むことを宣言します。

本現場で働く皆さんは、自分自身、そして仲間の健康と安全を守るため、一致して取り組んでいただきますようお願いします。

1 墜落・転落災害の防止

• • • •

2 重機災害の防止

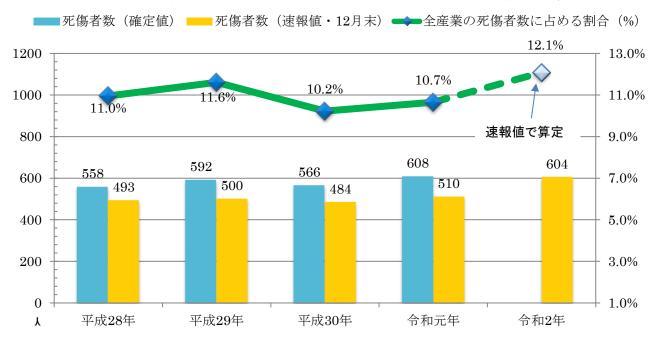
• • • •

「重点取組宣言 |を行うに当たってのご参考

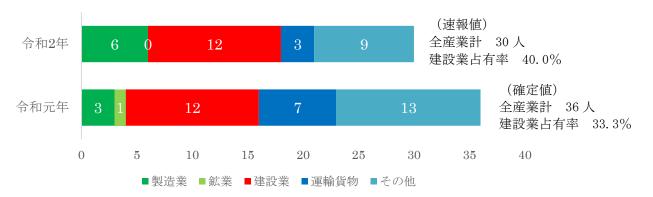
- 1 労働災害(特に重篤な災害)を起こさないようにすることが目的の宣言です。
 - 目的に照らして、宣言の方法等を丁夫されることをお勧めします。
- 2 宣言の期間(工程)、対象(工区、職方など)ごとに、宣言を上記 1 の目的に合致したものにアレンジ(変更)することをお勧めします。
- 3 人間の注意力は「全方向にわたって細大漏らさず」というわけにはいきません。特に重篤な災害のリスク要因は何かを検討した上で、「重点」について 集約し、現場で働く全員の意識に残るような「取組宣言」をすることをお勧めします。
- 4 宣言においては、「誰が」「何を」「どうする」のかが明確となっていると、宣言 内容を実行すべき人が意識を持ちやすくなると考えられます。
- 5 宣言は、現場で働く全員が共有するものであることから、宣言内容を検討する際には、現場の意見をよく聴いて、できるだけ宣言に反映させるよう努めることをお勧めします。
- 6 宣言内容を現場で働く全員と共有し、実効性のあるものとするために、宣言文に賛同者(各職方の代表者など)の氏名を入れることも一法と考えられます。
- 7 人間は忘却の動物と言われるように、新しい情報が入った途端に、前の情報が消えてしまうことがままあります。「重点取組宣言」は、現場で働く全員に、少なくとも現場で働いているときには、しっかりと意識を持っていただくことが必要です。よって、「忘却する前に改めて意識づけをする」ことの繰り返しが重要と考えられます。

【参考】

○建設業における死傷者数(休業4日以上)と全産業に占める割合の推移(千葉県)



○業種別死亡災害発生件数 (千葉県 令和2年・令和元年)



○建設業における死傷災害の事故の型別状況(千葉県 令和2年12月末 速報値)

